２０２２年１０月２６日

〒１００－０００４
東京都千代田区大手町一丁目１番２号
大手門タワー
西村あさひ法律事務所
ＦＡＸ：０３－６２５０－７２００
株式会社ナガホリ
代理人弁護士　太　田　　洋　先生
同　佐々木　　秀　先生
同　石　﨑　泰　哲　先生
同　山　本　晃　久　先生
同　瀬　川　堅　心　先生

〒１００－０００６
東京都千代田区有楽町一丁目７番１号
有楽町電気ビル南館５階５５２
弁護士法人ニューポート法律事務所
リ・ジェネレーション株式会社
代理人弁護士　戸　田　裕　典
同　鈴　木　多　門
電　話　０３－６４３５－５６８９
ＦＡＸ　０３－６４３５－５６９９

回答書 兼 質問状 兼 要望書（８）

前略

当職らは、リ・ジェネレーション株式会社（以下「当社」といいます。）の代理人として、株式会社ナガホリ（以下「貴社」といいます。）の代理人である貴職らより受領した、2022年９月22日付「回答及び質問状（９）」と題する書面（以下「**質問状（９）**」といいます。）について、必要と認められる範囲で回答するとともに、貴社の各質問状等に係るリリースに対し、引き続き厳重に抗議させていただきます（以下、特に断りのない限り、貴社及び当社のこれまでの書面にて使用した略語を本書面においてもそのまま使用させていただきます。）。

後述の仲庭時計店に関する貴社経営陣の回答姿勢にも表れているとおり、当社としては、貴社が不都合な事実に関する質問を意図的に無視し、隠蔽を図ろうとしているものと思料しますので、「株主共同の利益」に資するとの観点から、引き続き、各質問・要望事項等についてご回答ないしご対応いただくことを強く要請いたします。

仲庭時計店に関するこれまでの当社からの質問に対する貴社の回答拒否ないし誤魔化しの態

度、その後の仲庭時計店に関する事実の報道、これを受けての貴社による時機に遅れた適時開示という一連の流れをご覧いただければ、貴社の一般株主において、どちらの姿勢が「不誠実と言わざるを得ない」ものか、「不十分ないし事実に反すると考えられるものが含まれていた」か、「論点をずらして回答を拒絶ないし遅延するためになされている」かは明らかです。

また、何度も言いますが、回答を拒否されるのであれば拒否されるでも構いませんが、例えば、当社からの複数の質問を一括りにすることで、一括回答の体を装って、質問自体が無かったかのようにはぐらかすことや、回答していないに等しいのに回答済みと誤魔化すことだけはお止めいただくよう、重ねてお願い申し上げます。その点、当社が行っているように、きちんと相手からの各質問に対する回答項目を網羅的に設けた上で、回答を記してください。

さらに、これも繰り返しになりますが、当社から貴社へ送付した質問状の受領のみを適時開示し、当該書面のみを単独で公開した場合と貴社の弁解及び当社を非難する内容の書面を添えて同時に公開した場合とを比較して、後者より前者の方が、圧倒的に当社の質問状に対する注目度が高くなるといえます。そして、当社からの質問状には、客観的にみても貴社（現経営陣）にとって不都合な内容が多分に含まれていることから、その注目度を下げるために敢えてそのような取り扱いをされていることは到底承服できません。

また、貴社は、当社ウェブサイトの取扱いを比較に出して論難されていますが、上場会社である貴社のウェブサイトと、そうでない当社のウェブサイトとでは注目度が全く異なりますので、貴社のご指摘はまったく当たらないと思料します。さらに、各質問状及び各回答書に関する送付と受領に関する適示開示を行いつつ、貴社ウェブサイトにて掲載している旨アナウンスしている以上、事実上、それらの書類を併せて適示開示しているのと効果は何ら変わらないと考えます。

いずれにしましても、公平を期すとの観点から、当社から送付された書面については貴社の回答を待つことなく、個別かつ可及的速やかに開示されるよう要請いたします。

第１　質問状（８）及び質問状（９）についての確認

初めに、当社の回答書（７）にて、確認をお願いした貴社の質問状（８）に関する以下の点について、質問状（９）にてご回答が認められませんでしたので、改めてご確認をお願いいたします。

「なお、念のための確認となりますが、質問状（８）の２枚目から３枚目にかけて、「（３）追加質問事項について」のすぐ後には、「（５）その他の事項について」が並んでおり、（４）の項目自体が見当たりませんが、これは誤記でしょうか。当社からの質問数に対する回答数があまりに少ないため、貴職らの編集の過程で存在していたはずの項目全体が脱落してしまっている可能性もあるのではと懸念しております。その点、念のためご確認いただけますと幸いです。」

さらに、今回の質問状（９）についても同様に、９枚目から10枚目にかけて（４）の項目自体が見当たりませんので、併せて脱落の有無についてご確認並びにご回答の程、よろしくお願いいたします。

第２　質問状（９）の２について（当社からの質問・要望事項について）

１　同（１）について（長堀慶太氏が代表を務める会社の会社法違反について）

貴社代表取締役社長である長堀慶太氏（※貴社代表取締役のお名前に誤記が含まれていた点については大変失礼致しました。）が代表を務める貴社大株主の長堀クリエイトにおける会社法違反の疑義に関する質問事項（**未回答事項１①及び未回答事項１②**）について、貴社は質問状（９）においても、引き続き何ら言及されることなく黙殺しておられます。

ここまで頑なに回答拒否の姿勢を貫かれていることからすると、俄かには信じ難いですが、貴社代表者は、自身が代表者を務める貴社の大株主である長堀クリエイトにおいて、自ら会社法違反を犯していながら、当社に対し、同じ違反事実に関して根掘り葉掘り追求し弾劾しようとされていた、そして、指摘した当初は、反対に長堀クリエイトの違反事実について追及を受けることは想定外であったため、指摘を受けた後は、これ以上の反論のしようもなく無視せざるを得なくなった、としか考えざるを得ませんが、その理解でお間違いないでしょうか。

貴社代表者の法令遵守姿勢および説明責任の姿勢を問う重要な論点に関するものでありますので、もし上記理解について事実と異なるようであれば、是非、貴社ないし長堀慶太氏において積極的なご反論をお願いいたします。

２　同（２）について（Ａｃｓｅｓｓ　Ｊｏｕｒｎａｌの信用性及びその他の報道について）

貴社は、Ａｃｓｅｓｓ　Ｊｏｕｒｎａｌの記事に関し、慎重を期すために報道を引用した上でかかる報道の真偽について、当事者である当社に直接確認したに過ぎない旨述べられておりますが、これは開き直りというほかありません。

仮に慎重を期すつもりが真実あったのであれば、当社に対して質問状を送付し、その回答内容を待ってからすべてを公にすべきであり、質問状の段階で公にしている行動の説明にまったくなっておりません。

貴社の弁解内容は、貴社が、

①Ａｃｓｅｓｓ　Ｊｏｕｒｎａｌを「唯一の情報源」としつつ、

②当該「唯一の情報源」であるＡｃｓｅｓｓＪｏｕｒｎａｌ及びその編集長である山岡俊介氏についての実態及び素性も一切調査・確認しないまま、

③当該「唯一の情報源」であるＡｃｓｅｓｓＪｏｕｒｎａｌの報道に依拠して、過去に逮捕歴がある者との関係性を当社に質問するだけでなく、当該質問事項を記載した書面（2022年4月21日付け「再質問状」）を公に開示するとの判断に至踏み切った、

ことを単に自認されているだけのものにほかなりません。

３　同（３）について（追加質問事項について）

何度も言いますが、回答を拒否されるのであれば拒否されるでも構いませんので、「追加質問事項について」などと当社からの複数の質問を一括りにすることで、一括回答の体を装って、質問自体が無かったかのようにはぐらかすことだけはお止めいただき、「真摯かつ誠実」にご対応いただくよう重ねてお願い申し上げます。当社が行っているように、きちんと相手からの各質問に対する回答項目を網羅的に設けた上で、回答を記してください。

（1）同第1段落及び第2段落について（仲庭時計店について）

先般、2022年10月5日付でＡｃｃｅｓｓ　Ｊｏｕｒｎａｌから報道された「『ナガホリ』が、子会社に対する貸付金及び貸倒等について回答できない重大な理由」と題する記事及びその後に貴社が同年10月13日付で開示した「当社子会社に関する一部報道等について」の内容には大変驚愕を受け、困惑しているところです。

詳細は割愛しますが、つまるところ、前記報道及び前記リリースから明らかなように、貴社は、仲庭時計店で起こっていた一連の横領事件（以下「本件不祥事」といいます。）によって被った損失額を補填すべく、同社に対して初めから回収困難であることを承知の上で、資金を流出させ続けていたということです。そして、一連の不祥事の具体的内容及びその損失補填を目的とした資金的援助の実態こそが、当社からの質問に対する正確な回答としてあるべきものであったことは疑いようがありません。

しかし大変残念なことに、貴社は、筆頭株主である当社が、いわば株主を代表して、株主共同の利益のために行った質問に対しても、本件不祥事が明らかとなり株主から非難されることを恐れ、真実を頑なに隠ぺいするという上場会社にあるまじき態度を取り続けたということになります。貴社が当社からの質問に対し、「大口取引先の営業方針の大幅な転換等の複数の突発的な要因」などと奥歯に物が挟まったような不可解な回答をされていた意図が漸く理解できました。貴社は、本件不祥事を隠蔽すべく、自分たちにとって帰責性のない事情である「大口取引先の営業方針の大幅な転換」のみを具体的に摘示しつつ、本件不祥事が詳らかにされた時に備えて、最悪、虚偽の回答にだけはならぬよう「等の複数の突発的な要因」を敢えて付加していたのであり、これは株主を愚弄する極めて悪辣なものであると言わざるを得ません。

しかも、当社は、回答書（7）において、次のような指摘をしていたのにもかかわらず、質問状（9）において、敢えて無視して隠ぺいを貫こうとされたことも決して許すことができません。貴社は当社ないし一般株主に対し、重大な虚偽説明を行いました。

「貴社が『業績が低下した』とご説明されている以上、仲庭時計店の損益計算書上、営業外損失もしくは特別損失等の計上によるものではなく、営業損益段階の悪化によるものと理解はしましたが（仮にそうでないとすれば、重大な虚偽説明に値します。）」

また、貴社は、当社が掲載した単体純損益に対し、「時系列で比較することは、実体の把握との関係では適切ではないことも指摘致します。」と述べられておりますが、前記リリースの金額規模（貸倒引当金計上額の単純合計だけで183,229千円）に鑑みれば、本件不祥事が、仲庭時計店はもちろん貴社連結業績に与える影響についても極めて重要性が高い事象であったことは明白であります。

そのため、貴社の筆頭株主として、本件不祥事については到底看過することができません。しかも、貴社代表取締役社長長堀慶太氏及び常務取締役吾郷雅文氏に対し、貴社取締役としての業務執行において処分の対象とすべき非違行為・関与がなかったことを理由に不問とされている点についても、到底承服することはできません。

そこで、以下の追加の質問事項に対する回答を貴社ないし貴社経営陣に求めます。

ア　正確な損失額の開示について

貴社が開示されている内容は、会計処理と回収額のみで、結局のところ、いくらの損害が仲庭時計店ないし貴社連結業績において生じているのか明らかとなっておらず、不十分な開示であると評価せざるを得ません。むしろ、敢えて損害額を明示しないことにより、その規模を有耶無耶にすることを狙っているものと考えます。そこで、各開示されている４つの事象について、最終的な損害額の開示をお願いいたします。

なお、貴社は、飽くまで横領された商品に対する被害額のみを対象として報告されているようですが、実際には、その解決のために従業員らが貴重な勤務時間を割いてその対応に当たらされ、また、刑事告訴や訴訟手続を始めとする弁護士費用の支払が貴事務所でなかったとしても百万円単位であったものと推察されます。その点、貴社が「被害品による損失は計上されなかった。」などと敢えて被害品に限って報告されているのは暗にその限りで少しでも損害額を低く見せようとする意図があってのことかと存じます。

当然、上記解決に費やされた人件費や弁護士費用も本件不祥事に直接関連性を有する特別損失であることは疑いようがありませんので、百歩譲って前者についてはその算定が容易ではないことを理由に求めませんが、後者については金額がはっきりしておりますので、「③　仲庭時計店従業員 X2 による取引先保有商品の長期預かり未返却事案」（以下「不祥事③」といい、その他の不祥事についてもそれぞれ同様に番号を付す形で略します。）も含めて、損害額としてのご開示をお願いいたします。

イ　貴社代表取締役社長である長堀慶太氏及び常務取締役吾郷雅文氏の責任について

現行会社法の下では、親会社取締役における善管注意義務及び忠実義務の一内容として、子会社という財産を適切に管理する義務（資産管理義務）を負うという通説的理解のもと、あるいは、企業集団の体制整備規定（会社法 362 条４項６号及び５項）を条文上の根拠として、親会社取締役に子会社の管理義務が認められることは、今さら説明するまでもありません。

また、経済産業省が 2019 年６月 28 日付けで公表している「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」（以下「**グループガイドライン**」といいます。）においても、「親会社の取締役会は、グループ全体の内部統制システムの構築に関する基本方針を決定し、子会社を含めたその構築・運用状況を監視・監督する責務を負う。」こと、さらに、「グループ全体の内部統制システムの構築は、①子会社における内部統制の構築責任と、②親会社による管理・支援という２つの側面がある。ただ、現実には、子会社や海外拠点では人数の少なさ等から自前では難しいため、親会社からのサポートが必要な場合が多いとの指摘があった。」とも述べられています（以上、グループガイドライン 69 頁）。

また当然ながら、親会社の株主としても、単に親会社に投資しているのではなく、親会社を通じて子会社・関連会社を含めた企業グループに対して投資を行っているという認識を有しているものです。とりわけ、100%子会社については、いわば親会社の同一企業内の一事業部門にも類似した性質を有しており、必然、親会社の取締役には、より積極的に当該子会社の管理・監督を行うことが求められます。

さらに、親会社取締役が当該子会社の役員を兼任していた場合には、その者は当該子会社

を自らが管理・監督する役割を委ねられた者ということになりますので、より一層、当事者的立場から積極的な介入が求められ、その他の親会社取締役に比べて、責任が重くなることもまた言うまでもありません。

以上を踏まえて、改めてお伺いしますが、本当に、貴社取締役兼仲庭時計店取締役（監査役）である長堀慶太氏及び吾郷雅文氏には、貴社100%子会社である仲庭時計店で起こった本件不祥事についての責任はなかったという認識を、現経営陣の皆様におかれては、お持ちでいらっしゃるのでしょうか（**質問①**）。

責任がなかったというからには、貴社が仲庭時計店を買収した後、同社において不祥事が発生しないよう、親会社取締役として、あるいは、仲庭時計店の取締役（監査役）として、内部統制を適切に構築し、かつ、それが適切に運用されていることを確認されていたことが大前提になると思料しますが、現経営陣の皆様におかれては、そのような認識をお持ちであるということでお間違いないのでしょうか（質問②）。

仮にそうであるとするならば、貴社の前記リリースおいて、不祥事④の原因として、「棚卸頻度が少なかったこと」、「商品管理体制の不備」、「商品移動のルールが未徹底」など、上場会社の子会社として到底あり得ない、内部統制の欠片も見当たらないお粗末な言葉が並んでおりますが、これとの整合性はどのように解釈したらよろしいでしょうか（**質問③**）。

さらに、前記報道では、「社内規定に持ち出し禁止の細則がない（ので窃盗は無理、と警察に言われ…）」と報道されております。信じたくはありませんが、これは事実でしょうか（**質問④**）。

その点、貴社は前記リリースにおいて、「当該報道等は、多分に憶測や推測を含み、事実とは異なる記載もございました」と述べられておりますので、流石にこの点に関しては、事実であるはずがないとは思いますが、明確に否定されておられませんでしたので、念のため、確認させていただく次第です。

万が一、それが事実であったとすれば、仲庭時計店では、何百万円もする高級時計を従業員が誰の許可も得ることなく自由に持ち出すことが可能であったということになり、一見して内部統制に著しい欠陥が存在していたことになりますので、どうしてそのような欠陥が放置され続けていたのか、詳細なご説明をお願いいたします（**質問⑤**）。

しかも、これほどまでに時期を異にして複数回に亘って多数の不祥事が発生していたのであれば、いわば平時対応ではなく有事対応として、最初の不祥事発覚時において、速やかに内部統制が整備・改善されて然るべきはずです。それにもかかわらず、その間、適切な内部統制の構築及びその運用状況の確認を行うといった改善策を何らも講じてこなかったために、不祥事③及び不祥事④を防ぐことができなかった、すなわち、長堀慶太氏及び吾郷雅文氏の任務懈怠が仲庭時計店ひいては貴社連結業績における損失拡大を招いたといっても過言ではないと考えますが、不祥事発覚後の対応という点についても、是非、具体的にどのような対応をいつどのように講じてこられてきたのかなど、ご自身に責任がまったくないことの弁解の詳細をお聞かせください（**質問⑥**）。

当社としては、長堀慶太氏及び吾郷雅文氏は、子会社取締役（監査役）としての内部統制

の構築義務（ないし監査義務）違反と、②親会社取締役としての子会社監視・監督義務違反という２つの義務違反を犯しているものと認識しております。

ウ　前記報道とは別に、他の報道機関である「FRIDAY（DIGITAL）」及び「週間報道サイト」によれば、仲庭時計店は従業員の度重なる不正により、高級時計ブランドである「カルティエ」取扱店のライセンスをはく奪されたと報道されております。

その点、貴社の前記リリースにはこの点についての記載が認められませんでしたが、これは事実でしょうか（質問①）。

仮に、事実であるとすれば、有名ブランドである取引先の信頼を失ってライセンスを剥奪され、商品の取扱を禁止されるという事態は、その後の将来に亘って営業機会を失うこと、すなわち、機会損失が生じ続けることを意味し、前記被害品による損害以上に、貴社にとって重大な損害に当たるというべきです。

そこで、仮に前記資格はく奪が事実であった場合には、これによって生じた売上高及び営業利益の減少額（はく奪前までの実績）についてご開示ください（質問②）。

さらに、上記ブランド以外に、不祥事によってライセンスをはく奪された事象の有無、有る場合にはその内容及び影響額についてご説明ください（質問③）。

エ　前記各報道によれば、本件不祥事を受け、仲庭時計店は、窃盗事件として警察に対し被害届を提出するとともに、被害品の時計が入質された先の各質屋に対して動産返還請求訴訟を提起したものの 、警察が本件不祥事を横領事件として処理する方針を固めたため、仲庭時計店は、前記動産返還訴訟に不利に働くと考え、被害届を取り下げてしまった。その後、仲庭時計店は、本件不祥事の犯人との間でも「債務弁済契約書」なる書面を作成した挙句、債務を約 8000 万円まで返済すれば、残額は免除するという合意をしてしまったと報道されております。

その点、貴社の前記リリースにはこの点についての記載がはっきりとは認められませんでしたが、これは事実でしょうか（質問①）。

貴社はれっきとした上場会社でありながら、本件不祥事に関し、被害届を取り下げさせたり、当該従業員と妥協的な債務弁済契約を締結するなど、積極的に責任追及をしていこうという姿勢すら一切感じることができません。子会社従業員による一連の不祥事を受けて厳正に対処し、民事、刑事を問わずしかるべき処分を下すことは、上場会社として至極当然のことですから、貴社の上記対応には、大きな疑問を差し挟まざるを得ません。

そこで、上記報道が事実であるとすれば、どのような経緯及び理由に基づいて、そのような判断に至ったのかご説明ください（質問②）。

オ　マイルストーンマネジメントの大規模買付行為等の撤回について

マイルストーンマネジメントは、2022 年 10 月 14 日付で大規模買付行為等を撤回いたしました。同社が同日付で貴社に提出された「通知書」によれば、本件不祥事に対する貴社の対応ないしこれに纏わる当社からの質問に対する貴社の回答姿勢に対し、以下の指摘がなされており、貴社の情報開示・コンプライアンス体制に重大な疑義があることを理由として、撤回を決断された旨述べられております。

「要するに、貴社は、連結子会社である仲庭時計店で発生した従業員の不正行為（犯罪行為）やそれによる１億円を超える多額の損失の発生という重大事象（以下「本件事象」といいます。）について開示しなかったばかりか、株主からの質問に対しても曖昧かつ的を射ない回答に終始して、本件事象について秘匿を続けようとしたものと言わざるを得ません。」

「しかしながら、本件事象は、２年弱という短期間に、貴社の子会社の重大な内部管理体制の不備が原因で、従業員の不正行為（犯罪行為）が頻発し、貴社は１億円を優に超える貸倒引当金を計上するに至ったというのものであり、本件事象は、『株主共同の利益の観点』から開示することが適切であったことは言うまでもありません。」

「また、短期間に貴社株式を大量に取得したリ・ジェネレーションの狙いはさておき、上記重大事象は、株主にとって重大な関心事項であることは明らかであるにもかかわらず、リ・ジェネレーションの質問等に対する明確な回答をしないばかりか、『…（省略）…』などと述べて曖昧な回答に終始し、本件事象について隠匿を続けようとしたことは、株主に対する説明責任という観点からも、極めて不適切であるというほかありません。」

以上の各指摘こそが、貴社株主が常識的な感覚に基づき、本件不祥事に対して抱いている認識であります。貴社は、一貫して、監査法人から無限定適正意見を得ており、会計処理及び財務諸表における表示は適正であったし、開示も不要であったので問題ない旨強弁されておられますが、そのようなレベルの低い話をここでしているのではありません。そうだとすれば、そもそも中期経営計画だって開示する義務があるわけではないのですから、開き直ってそのようにご回答されたらよろしかったのではないでしょうか。

その点、グループガイドラインにおいても、「問題を把握した際の初動としては、事案の重大性を見極め、公表が必要と判断した場合には、迅速な第一報を優先させ、社会的な観点から必要に応じて謝罪を行いつつ、正確な説明を心掛けるべきである。」と、また、「公表については、そのタイミング（迅速性）と内容（正確性）の両立が課題となるが、過去の不祥事事案の教訓から、会社としての正式発表前に報道されると隠ぺいが疑われて信頼回復に時間を要することになりやすいため、まずは「迅速な第一報」を優先させ、社会的観点から必要に応じて謝罪を行いつつ、正確な説明（調査の進捗状況を含め、その時点で可能な限りの説明）を行うことを心掛けるべきである。」と述べられています（以上、グループガイドライン 96 頁）。

今回の貴社経営陣の本件不祥事への対応並びに当社からの質問に対する回答姿勢は、まさに上記グループガイドラインの本旨と逆行するものであり、株主の信頼のみならず社会的な信頼を大きく損なうものであります。

このように貴社現経営陣に責任のある事象の発生及びその隠匿によって、貴社の株主ないし潜在的な投資家が、貴社への投資から離れて行ってしまったことについてどのように捉えられているのか、、貴社現経営陣のお考えをご説明ください。

本件不祥事に関する質問は以上となりますが、本項目については、特に、事の重大性に鑑みて、各質問アないしオ（かつその中の番号）ごとに項目を設けた上で、網羅的にご回答いただくようお願い申し上げます。決してこれまでのように、一括回答の体を装って不利な質問を黙殺することなきようお願い申し上げます。

なお、回答書（7）でも述べましたとおり、当社は貴社に対し、「株主共同の利益」の観点から、貴社（現経営陣）が本件に関する情報開示等を拒否され続けるということであれば、貴社の筆頭株主として、第三者委員会の設置要求ないし検査役の選任請求（会社法358条）等の手段を講ずることも検討させていただくことを申し添えます。

【再掲－仲庭時計店の貴社連結業績に与える影響度】

（２０１８年３月期）

貴社の関係会社支援損	：	171,884千円
うち仲庭時計店に対するもの	：	131,000千円
仲庭時計店の当期純損益	：	154千円（ 0.27%）
貴社連結純損益	：	57,046千円

（２０１９年３月期）

貴社の貸倒引当金繰入額	：	157,000千円
うち仲庭時計店に対するもの	：	157,000千円
仲庭時計店の当期純損益	：	▲ 81,906千円（▲61.31%）
貴社連結純損益	：	▲133,590千円

（２０２０年３月期）

貴社の貸倒引当金繰入額	：	36,020千円
うち仲庭時計店に対するもの	：	36,020千円
仲庭時計店の当期純損益	：	▲119,754千円（▲114.56%）
貴社連結純損益	：	▲104,530千円

（２０２１年３月期）

貴社の貸倒引当金繰入額	：	222,880千円
うち仲庭時計店に対するもの	：	123,280千円
仲庭時計店の当期純損益	：	▲123,211千円（▲37.16%）
貴社連結純損益	：	▲331,577千円

（２０２２年３月期）

貴社の貸倒引当金繰入額	：	26,300千円
うち仲庭時計店に対するもの	：	26,300千円
仲庭時計店の当期純損益	：	▲ 25,637千円（▲15.64%）
貴社連結純損益	：	163,921千円

（２）同第３段落について（「招集ご通知 補足資料」について）

貴社は、繰り返し補足資料中に記載した「32.14%」の内訳の開示を拒否した点につき、「現時点においては『本件連動取得者』及び『布山氏関係者』が、本対応方針上の『特定株主グループ』と構成すると当社として判断したわけではないこと」を理由として述べられていますが、これは詭弁であるというほかありませんし、そうであるならば開示すること自体、控えるべきでした。その点、貴社は上記仲庭時計店の件も含め、情報開示に対する姿勢が著しく劣っているものと思料しますので、早急に改善を求めます。

何度でも言いますが、一方的に数値を示されただけでは、当社は上記数値の検証作業の機会すら与えられず、事実上、反論の機会を奪われているに等しいものです。そのような内訳も何らの根拠も示さないまま、一方的かつ断定的な形で数値を公表し、他の一般株主の不安を煽るというのは非紳士的な行為であり、また、不正確な憶測情報に基づいて一般株主の誤導を招く危険性を孕んだ行為でもあり、上場会社の開示として不適切であるというほかありません。もはや、貴社自ら、「適当な数値を記載しても、断定しさえしなければ、開示を拒む理由にできるのだから、事実上、好き放題、勝手し放題だ。」と雄弁に語っているに等しく、実際に出鱈目な数値であったために開示することができないという可能性すら否定できなくなっております。

したがいまして、当社は、補足資料中に記載した「32.14%」の内訳及び貴社株主に関する個人情報漏洩の可能性に関する質問を含む各事項（**追加質問事項１③ないし⑦**）への回答を引き続き貴社に求めるとともに、今もなお貴社ＨＰにて開示され続けている一般株主を誤導させる上記「リ・ジェネレーション及び布山氏らの関係性」と題する関係図の削除ないし訂正を直ちに行うこと（**追加要望事項１④**）、そして、一般株主の誤解を解くべく、削除ないし訂正を行った旨の開示（**追加要望事項１⑤**）を行うことを求めます。

また、そのような悪質な目的から不適切開示を行ったこと、そして、当該不適切開示の削除要求に対し、貴社が開き直って一向に応じないことにつき、貴社を所管する東京証券取引所に対して、問題提起させていただくとともに、適切にご指導いただくよう上申させていただきたいと思います。

４　同（５）について（その他の事項について）

繰り返しになりますが、回答を拒否されるのであれば拒否されるでも構いませんので、「その他の事項について」などと当社からの複数の質問を一括りにすることで、一括回答の体を装って、質問自体が無かったかのようにはぐらかすことだけはお止めいただき、「真摯かつ誠実」にご対応いただくよう重ねてお願い申し上げます。当社が行っているように、きちんと相手からの各質問に対する回答項目を網羅的に設けた上で、回答を記してください。

（１）外部専門家報酬－令和５年３月期第１四半期計上額92百万円－について

貴社は、相変わらず「法令及び上場規則に基づき開示が必要となる事項については、外部専門家への依頼の費用負担も含め適示・適切に開示を行って参る所存」と述べるに留まり、単に、上場会社として遵守すべき当たり前のことを繰り返し述べているに過ぎず、当社からの質問事項に対する回答の体をなしておりません。このように、当社からの質問・要望事項

に対し正面から向き合うことなく、はぐらかすことだけはお止めいただきたいと存じます。そして、改めて、外部専門家報酬に関する要望事項（**要望事項１①・②、追加要望事項２①**）について「真摯かつ誠実な」対応を求めます。

第１四半期の時点で、アドバイザリー費用（特別損失）92 百万円も計上されるというのは、異常に高額であり、現経営陣の保身のための費用が含まれてしまっているのではないかと危惧されるところです。

その点、回答書（７）でも述べましたが、貴社が当社の指摘を受ける前から既に中期経営計画（以下、便宜的に「**旧中期経営計画**」といいます。）は策定していたと強弁される一方、2022 年７月 14 日付「質問状（６）」において「詳細の開示を行うことを決定」していると説明したにも関わらず、２か月以上も開示を拒み、同年９月 29 日に至って漸く貴社は中期経営計画（以下、便宜的に「**新中期経営計画**」といいます。）を開示するに至りました。

そして、当社は、再三に亘って、実は「中期経営計画」と呼べるような資料など当初から策定されていなかったにも関わらず、それを糊塗するために、新たに多額の費用をかけて外部の専門家に依頼して、後付けでその根拠や裏付けとなる数値の積み上げ作業が行われることは、全くの無駄な行為ですから絶対にお止め下さいと申し上げておりました。

しなしながら、新中期経営計画はその表に「2023／３期－2025／３期」と記されているとおり、どう見ても当社からの指摘を受けてから新たに用意されたものであると考えざるを得ず、当社が求めている旧中期経営計画ではございません。その点を有耶無耶にするために、当該専門家への費用を「アドバイザリー費用」（特別損失）の科目に押し込み計上されてはいないでしょうか。

いわば嘘の上塗りのためだけに無駄な費用をかけて（既に存在しているはずの）中期経営計画の策定が、まさに新たに行われているのだとすれば、それは、現経営陣の怠慢が招いた損失ないし現経営陣の保身のために支出された費用にほかならず、貴社及び株主に対する背信的行為と言っても過言ではありません。その場合、専門家への依頼の意思決定に関与した貴社役員ら全員に対し、その費用相当額についての貴社への返還ないし賠償を求めますので、ご承知おきください。

いずれにしても、新たに発生し続けている分も含めアドバイザリー費用（特別損失）については、金額的重要性が極めて高く、株主にとって重大な関心事でありますので、その内訳及び契約内容の開示を引き続き求めます。

（２）中期経営計画について

上記（１）でも述べましたとおり、貴社は（当社からの再三の指摘・要望に応じて）2022 年７月 14 日に、（既に策定済みの）中期経営計画の開示を決定した旨ご説明されており、そこから２か月以上も経過した同年９月 29 日に至って、当社の指摘を受けてから新たに作成されたであろう新中期経営計画を開示されたわけですが、依然として、旧中期経営計画については開示されておりませんので、早急にこれを開示してください。

貴社はこれまで繰り返し、業績予想の下方修正を繰り返しては株主を失望させ続けてきたのですから、一体、どの項目に関する売上・利益についての見積りが不正確ないし見通しが甘かったのか、旧中期経営計画と実績値を比較することで、下方修正の原因を分析・

把握する必要がございます。また、旧中期経営計画と新中期経営計画でどこがどう具体的に変わったのかも把握する必要がございます。

その上で、貴社は、当社からの質問に対し、「これまでの中期経営計画の概要については、同年6月14日付け『第61期定時株主総会招集ご通知』6頁の『対処すべき課題』の2段落目以降が該当」する旨述べられており、また、新中期経営計画の2枚目においても、「事業報告等で計画の概要は既にお伝えしております」と述べられておりますが、新中期経営計画を踏まえて何度確認しても、「中期経営計画」の言葉はおろか、「計画」の言葉も見当たらず、その見出しのとおり、単に貴社の対処すべき課題が淡々と記載されているだけでした。

やはり、これまでの中期経営計画の開示に対する貴社の極めて消極的かつ不自然な態度に鑑みますと、当社が、貴社において中期経営計画が策定・公表されていないことを初めて指摘した2022年5月27日付「回答書（3）」の時点において、真実、貴社では中期経営計画の策定が行われていなかったと考えざるを得ません。いずれにしても、（新中期経営計画の方ではなく）旧中期経営計画の点に関する貴社のご説明は、当社からの質問事項に対する回答の体をなしておりません。

中期経営計画の点については、まさに貴社において「回答できる範囲」内にある事象であることは明白ですので、大至急、旧中期経営計画を開示していただくことを求めます。

万が一、それがなされないのであれば、大変残念ではありますが、当初より、旧中期経営計画は存在していなかった、現経営陣は長きにわたってその策定を懈怠されていたものと判断させていただきます。

（3）その他貴社が拒否されている要望事項

上記のほか、当社は、定時株主総会に出席することが出来なかった大多数の株主の参考に資するため、定時株主総会における質疑応答の内容について、貴社ＨＰにて開示すること（**追加要望事項1②**）を要請しております。

貴社は、質問状（6）において、先の定時株主総会における質疑応答の中で当社からの質問事項に回答済みであり、株主の皆様にご理解いただけているのでこれ以上の回答は不要であるといった趣旨のご説明をされておりますが、端的に不十分な開示内容です。

これほどまでに現経営陣と株主との間で、様々な問題が議論されているわけですから、その一端を担った定時株主総会のやり取りの詳細について、出席することが叶わなかった大多数の株主に対し開示すべきです。

繰り返しになりますが、貴社はこれまで、再三再四、「株主共同の利益」のために、当社とのやり取りについて継続的に開示している旨述べられているにもかかわらず、このような矛盾した態度に終始されるのは、貴社現経営陣にとって、定時株主総会における不都合なやり取りが詳らかにされることを恐れているからだと疑われてもやむを得ないと考えます。貴社の態度は、結果として、一般株主の不安を助長するだけでむしろ逆効果でありますので、どうかその点をご認識いただいた上で、「株主共同の利益」のため、当社ないし一般株主の要望に応じていただくよう重ねてお願い申し上げます。

第３　質問状（９）の１について（貴社からの追加質問事項について）

１　当社代表者尾端による他の法人を通じた活動について

（１）質問（ア）－Ｓａｎｃｔｕａｒｙ・ＡＲＫの設立及び事業への関与について

別件訴訟での被告第１準備書面における主張内容の方が不正確です（なお、この点については、令和４年９月29日付「被告第３準備書面」において訂正済みです）。

回答書（７）で説明したとおり、葉室氏が独立する形でＳａｎｃｔｕａｒｙ及びＡＲＫを設立した際、Ｓａｎｃｔｕａｒｙの監査役を一時的に引き受け、また、ＡＲＫのコールセンターとして当社事務所の一部を間貸しさせていたという意味で設立及び業務をサポートしていたという意味で関与してはおりましたが、それ以上の関与はございません。無論、貴社が懸念されている特定商取引法違反の行為に、尾端が関与しているなどといった事実はありません。

（２）質問（イ）－e-World Capital Partners Japan 取締役佐々木隆行氏について

佐々木氏は、プラスワンＨＤの従業員ではございません。

（３）質問（ウ）及び（エ）－ＰＲＥＭＩＵＭの株主及び代表取締役交代について

ＰＲＥＭＩＵＭの設立時株主はプラスワンＨＤでしたが、代表取締役の交代と同時期にＰＲＥＭＩＵＭの株式を東門氏に譲渡しました。譲渡の理由は、売却価格がこちらの希望に合致したためであり、バイアウトを理由に尾端が同社の役員からも退いたということになります。

２　当社代表尾端が代表を務めるプラスワンＨＤによるオプトロムへの貸付に係る貸金業法違反の有無

プラスワンＨＤは、金銭の貸付を業として行っているものではありませんので、違反しておりません。

３　当社とＮＤＣの関係及び当社の燦キャピタルからの借入金について

（１）当社とＮＤＣの関係

当社が把握している限りにおいて、当社とＮＤＣ並びにＮＤＣが出資した他の上場会社及びそれらに出資した社との間で、現在、何らかの人的関係等はございません。

回答書（７）でも説明したとおり、尾端が代表を務めることとなった時点でＮＤＣと関係はございませんでしたので、過去の関係性の点も含め同社との関係解消時期及び経緯については、当社において回答はできかねます。

（２）当社の燦キャピタルからの借入金について

前代表の橘氏より、燦キャピタルから宛の債務は存在しない旨説明を受けており、無論、同社から請求を受けている事実もございません。

４　当社へのＳＴＡＮＤ　ＵＰ　ＧＲＯＵＰからの融資について

貴社も質問状（８）でご指摘されているとおり、本質問に対しては、既に回答書（１）及び回答書（５）で回答済みであり、それ以上の詳細について回答の必要性は認められませんので、回答は出来かねます。

なお、当社が保有する貴社株式について担保権が設定されている事実はございません。

ＳＴＡＮＤ　ＵＰ　ＧＲＯＵＰ（以下「ＳＵＧ社」といいます。）から当社への融資に関しては、ＳＵＧ社において判断されたものですから、先方がどのような審査・判断過程を経て当該融資を実行されるに至ったのか、当社では回答できる立場にございません。

本事項に関する回答は以上となりますが、貴社代表者長堀慶太氏が代表を務める長堀クリエイトにおける会社法違反の疑義の点に関する質問事項につきましても、まさしく、ご本人が深く関与されている事象かつ現時点においても違反の疑いのある事象となりますので、「論点をずらして回答を拒絶ないし遅延」することなく、「真摯かつ誠実」にご対応いただきますよう、重ねてよろしくお願いいたします。

草々